

# 尾鷲市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

## 1 目的

本市においては、令和8年10月1日から65歳以上の高齢者等を対象としたコミュニティバスの無償化を実施するなど、新たな公共交通施策を講ずる中で、本市の公共交通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えている。一方で、深刻化する運転手不足、依然として残る交通空白地の存在、現行コミュニティバス路線の運行効率化など、解決すべき課題も多く存在している。

本業務は、現行の尾鷲市地域公共交通計画が令和8年度末で期間満了を迎えることから、現況及びニーズの把握を踏まえ、本市の上位計画等との整合性を図った上で、新たに「尾鷲市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

## 2 対象地域

尾鷲市内全域

## 3 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5か年間で予定する。

## 4 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

### (1) 地域内の公共交通に関する現況調査及びニーズ把握

#### ア 既存資料及び関連計画の整理

本市の地域概況（人口動態、土地利用、公共施設、医療施設、主な商業施設の分布等）を整理するとともに、上位計画及び関連計画（第7次尾鷲市総合計画、立地適正化計画等）との整合を図るため、これらの計画内容を整理すること。

#### イ 既存公共交通の現状及び課題整理

既存公共交通（鉄道、民間路線バス、コミュニティバス（ふれあいバス）、タクシー）のルート、運行ダイヤ、利用状況等に関する既存データ、その他必要となる統計データを整理し、現状と課題を分析すること。

また、現行の尾鷲市地域公共交通計画における目標指標の達成状況及び事業の実施状況を評価し、課題を整理すること。

#### ウ 乗降データ等の定量分析

コミュニティバス等の乗降データ、人流データ等を活用し、路線・便ごとの利用実態を定量的に分析するとともに、令和8年10月1日から実施予定の65歳以上

の高齢者等のコミュニティバス無償化前後の利用動向の変化についても、可能な範囲で分析対象とすること。

#### エ 市民アンケート調査

市民の日常的な移動実態、移動に対するニーズ、公共交通に対する満足度と要望を把握することを目的に、無作為に抽出した市民1,000名を対象とした郵送による市民アンケート調査を実施すること（WEB回答との併用も可とする）。

調査票の設計、印刷、封入、郵送、回収、集計、分析及び報告書の作成までを一括して行うこと。

なお、調査項目及び設計内容については、事前に本協議会事務局と協議の上確定すること。

#### オ コミュニティバス利用者アンケート調査結果の集計・分析

本協議会又は市が別途実施するコミュニティバス（ふれあいバス）全5路線の利用者アンケート結果について、集計・分析及び報告書の作成を行うこと。

### (2) 全国先進事例の収集・提供

公共交通施策を取り巻く状況は刻々と変化していることから、本市への参考となり得る先進事例を調査し、提供すること。

特に、コミュニティバス無償化の効果検証事例、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送、自家用車活用事業を含む。）の導入事例、地域住民や集落支援員等を運転者として活用する事例、AI・DX等を活用した運行効率化の事例等について重点的に収集し、本市への適用可能性を整理すること。

### (3) 交通事業者ヒアリング

本業務の実施にあたり、市内交通事業者を対象としたヒアリングを実施すること。

ヒアリングにおいては、運行実態、経営状況、運転手確保状況等の現状把握を行うとともに、本市が令和10年度以降の導入を視野に入れる公共ライドシェア等の新たな輸送サービスについて、交通事業者との連携可能性を含めた意向を聴取すること。

なお、ヒアリング対象、実施方法及び内容については、事前に本協議会事務局と協議の上決定すること。

### (4) 地域住民意見交換会開催の支援

地域における公共交通の現状、課題及び検討内容の説明並びに地域住民からの意見聴取のため、地域住民意見交換会を市内15回程度開催する。

開催形式は、地域住民からの意見集約を主眼とした公聴会形式を基本とし、本協議会事務局が主体となって開催する意見交換会の運営を支援すること。受託者は、

(1)に掲げる調査結果及び検討内容をとりまとめた資料の準備、当日の運営支援、議事録の作成及び意見集約結果の報告書作成を行うこと。

なお、開催地区、開催日時等は、本協議会事務局と協議の上決定するものとする。

## (5) 尾鷲市地域公共交通計画（案）のとりまとめ

### ア 基本方針及び目標の検討

上記（１）から（４）までの結果を踏まえ、本市の公共交通の現状について、市全体及び地域ごとに整理・分析を行った上で、計画の基本方針、計画区域、計画の目標等の基本項目を検討すること。

### イ 課題解決に向けた施策の提案

公共交通空白地の解消、交通機関相互の連携、高齢者など移動制約者の移動手段の確保、地域住民の協力（共助）の仕組みづくり、運転手不足対策などの観点から、全市的視点と地域的視点の両面から課題解決に向けた施策を提案すること。

その際、令和８年１０月１日に実施予定の６５歳以上の高齢者等のコミュニティバス無償化との整合を図るとともに、令和１０年度以降の公共ライドシェア導入に向けた方向性についても、計画上の位置づけを整理すること。

また、無償化したコミュニティバスと、将来導入が想定される有償交通サービスとの間の利用者負担の整合性についても、計画策定上の論点として整理すること。

### ウ 路線再編の検討

現行のコミュニティバス路線について、乗降データ等に基づく運行効率化の観点と、交通空白地への運行拡大の観点の両面から、路線・ダイヤの再編案を検討すること。

### エ 計画（案）の作成

ア及びイの内容を踏まえ、現行の尾鷲市地域公共交通計画を改定した「尾鷲市地域公共交通計画」の素案を作成すること。

計画は、基本方針と実施施策とで構成し、実施施策については具体的な実施内容を明記したアクションプランも併せて作成すること。アクションプランについては、概算費用の試算及び国・県の補助制度の活用見込みについても整理すること。

なお、素案の作成にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）並びに同法に基づく国土交通省の地域公共交通計画等の作成及び実施に関するマニュアルに沿うよう、十分留意すること。

### オ パブリックコメントの実施支援

本協議会及び尾鷲市が実施するパブリックコメントについて、計画素案の修正案の作成等、必要な支援を行うこと。

## (6) 尾鷲市地域公共交通活性化協議会開催の支援

尾鷲市地域公共交通計画策定に係る尾鷲市地域公共交通活性化協議会の資料準備、当日の運営支援（オブザーバー参加）、議事録及び報告書作成の支援を行うこと。

なお、計画策定に係る協議会の開催は３回程度を予定している。

## (7) 報告書作成

本業務委託に関する報告書を作成すること。

## (8) 打合せ

オンライン等も活用し、必要に応じて本協議会事務局との打合せを行うこと。打合せ回数は、業務遂行上必要と認められる頻度とする。

## 5 成果品

No.	成果品名	数量
1	アンケート調査結果報告書	一式
2	尾鷲市地域公共交通計画書（本編） （A4判60頁程度、両面カラー印刷）	20部
3	尾鷲市地域公共交通計画書（概要版） （A4判、両面カラー印刷）	50部
4	上記1から3までの電子ファイル（編集可能形式及びPDF形式）	一式

※成果品の体裁、部数等の詳細については、業務開始後に本協議会事務局との協議により決定するものとし、必要に応じて変更することができる。

## 6 履行期限

履行期限は、令和9年3月19日（金）とする。

## 7 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務の着手にあたり、業務計画書（実施方針、実施体制、工程表等を記載したもの）を作成し、本協議会事務局に提出して承認を得ること。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況について本協議会事務局に随時報告するとともに、定期的な進捗会議を実施すること。
- (3) 受託者は、業務遂行上必要となる関係機関との調整について、本協議会事務局と連携の上実施すること。

## 8 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び関連法令、国土交通省が定める各種マニュアル等を遵守すること。

- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報について、業務遂行の目的以外に使用してはならず、また、第三者に漏らしてはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (3) 市民アンケート調査等で取得する個人情報については、尾鷲市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (4) 成果品の著作権の帰属については、契約書の定めるところによる。
- (5) 受託者は、業務遂行上必要となる物品、機材等については、原則として自ら準備するものとする。

## 9 その他

本仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた事項については、受託者と本協議会事務局が速やかに協議の上、その指示に従うものとする。

業務スケジュール（案）								
業務項目	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 現況調査・ニーズ把握	■	■	■					
(2) 先進事例の収集・提供	■	■	■					
(3) 交通事業者ヒアリング	■	■						
(4) 地域住民意見交換会			■	■				
(5) 計画（案）のとりまとめ		■	■	■	■	■	■	■
(6) 協議会の開催支援		■			■			■
(参考) パブリックコメント						■		

※本スケジュールは、想定する作業期間を示したものであり、実際の進め方は契約締結後に協議の上決定する。

※（参考）パブリックコメントは、本協議会及び尾鷲市が主体となって実施する。